

令和4年2月18日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事  
宮川 政昭  
(公印省略)

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの緊急的な購入希望に  
個別に対応する仕組みの整備について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医政局経済課の連名にて、標記の事務連絡が発出され、本会に対して周知方依頼がありました。

抗原定性検査キットにつきましては、オミクロン株の発生に伴い需要が増加していることから、厚生労働省から医薬品卸売販売業者やメーカーに対し、抗原定性検査キットの需給が安定するまでの間、必要なところに確実に供給されるようにするため、優先度に応じた供給体制を確保していくよう依頼されているところです。

本事務連絡は、こうした取組の一環として、今般、地域的な需要の偏り等により、個別の医療機関において通常の方法での抗原定性検査キットの確保が困難となった場合に対応するため、緊急的な購入希望を個別に厚生労働省が受け付け、医薬品卸売販売業者による供給につなげる仕組みが整備されたことの周知を依頼するものです。

対象となる医療機関は、抗原定性検査キットの在庫量が、当該医療機関における1週間当たりの新型コロナウイルス感染症の行政検査の実施実績の過去最大数を下回った医療機関に限られます。行政検査の実施に支障を来す恐れがある場合に必要な量を国に申請するものとされ、また、備蓄等を目的とした申請は行わないことにご留意ください。

申請いただく場合には、令和4年3月31日(木)までに、厚生労働省のウェブサイトに掲載の専用フォームに必要事項を入力の上、申請することとされております。

(URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen\\_shinsei\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen_shinsei_00005.html))

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、同一内容の事務連絡について、厚生労働省より、関係地方自治体及び医薬品卸売販売業者に周知されておりますことを申し添えます。

事 務 連 絡  
令和4年2月18日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医政局経済課

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの  
緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みの整備について

オミクロン株の発生に伴い抗原定性検査キットの需要が増加したことから、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」（令和4年1月27日付け事務連絡）等において、医薬品卸売販売業者やメーカーに対し、抗原定性検査キットの需給が安定するまでの間、必要なところに確実に供給されるようにするため、優先度に応じた供給体制を確保していくよう依頼しています。

こうした取組の一環として、今般、地域的な需要の偏り等により、個別の医療機関において通常の方法での抗原定性検査キットの確保が困難となった場合に対応するため、これらの医療機関からの抗原定性検査キットの緊急的な購入希望を個別に厚生労働省が受け付け、医薬品卸売販売業者による供給につなげる仕組みを整備しました。仕組みの概要や留意点については別添のとおりですので、貴団体会員等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同内容について、関係地方自治体及び医薬品卸売販売業者に周知している旨、申し添えます。

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの  
緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みについて

1. 対象施設

- 医療機関（歯科医療機関を含む。）

※ 抗原定性検査キットの在庫量が、当該医療機関における1週間当たりの新型コロナウイルス感染症の行政検査の実施実績の過去最大数を下回った医療機関に限ります。

2. 販売する抗原定性検査キット

- 厚生労働省が指定する抗原定性検査キット

※ 特定のメーカー・製品を指定することはできません。

※ 1箱25テスト入りの箱単位でのみの販売となるため、販売数量（テスト数）は25の倍数となりますのでご了承ください。

※ 購入を希望する抗原定性検査キットの数量は、1週間で実施が見込まれる行政検査に必要な数量を上限とし、その端数を切り上げて25の倍数（テスト数）としてください（例えば、1週間で40テストの実施が見込まれる場合は、50テストとしてください）。なお、見込み実施数は、これまでの実績を踏まえて設定していただくようお願いいたします。

3. 申請受付期間

- 令和4年2月18日（金）～同年3月31日（木）

4. 申請方法・購入の流れ

- 下記の厚生労働省のウェブサイトにおいて、購入希望を受け付ける専用フォーム及び手続き等の詳細について掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen\\_shinsei\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen_shinsei_00005.html)

- 購入を希望する際は、専用フォームにて必要事項を入力の上、申請してください。
- 受け付けた申請内容を、厚生労働省から確実に供給可能な地域の医薬品卸売販売業者に回付し、担当する医薬品卸売販売業者から申請医療機関に対して、販売に当たり必要な条件等の連絡がごぞいます。

5. 医療機関からの照会窓口

- 厚生労働省ウェブサイト（上記）の専用フォームから、メールで受け付けます。

6. 留意事項

- キットの購入は有償です。
- 行政検査の実施に支障を来す恐れがある場合に必要な量を国に申請いただくものとし、備蓄等を目的とした申請は行わないでください。
- 本仕組みにより医療機関が購入した検査キットについては、医薬品卸売販売業者への返品はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 医療機関と医薬品卸売販売業者との間における販売条件等については、双方で協議を行っていただき、国は関与しないものといたします。
- 追加の緊急的な購入を希望する場合には、あらかじめ厚生労働省のウェブサイト（上記）の専用フォームにて必要事項を入力の上、申請してください。